

# 施策評価シート（平成27年度実績評価）

## ◎ 施策の基本情報

総合計画中期プラン	政策No.	2-6	政策名	健康づくりの推進	政策の目指す姿	心身ともに健康に暮らしています	施策主管課	健康づくり課	施策主管課長名	佐藤拓史
	施策No.	2	施策名	母子保健の推進	施策の目指す姿	安心して出産し、親子が健やかに育っています	関係課名	国保医療課		
	現状と課題									

## 1 施策の目指す姿の実現に向けた主な取り組み実績

- (1)妊娠・出産の環境づくりの推進
  - 妊娠、出産に関する知識の普及啓発
    - ・妊娠前相談の実施
    - ・妊婦とその家族を対象にパパママ教室を開催
    - ・赤ちゃんとのふれあい体験教室の実施
  - 妊婦一般健康診査の実施と受診しやすい環境づくり
    - ・妊婦一般健康診査(14回)、子宮頸がん検診を実施
  - 医療機関などと連携した相談、支援体制の充実
    - ・母子健康手帳の交付時に妊産婦保健指導を実施
  - 医療費や不妊治療など経済的負担の軽減
    - ・特定不妊治療費の助成
      - ・妊産婦医療費助成(1医療機関1月につき入院2,500円、外来750円の自己負担)
- (2)乳幼児の健康の保持・増進
  - 乳幼児健康診査の実施と受診しやすい環境づくり
    - 乳幼児の予防接種の実施と普及啓発
      - ・個別健診(1か月児、4か月児、10か月児)の実施
      - ・集団健診(7か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児)の実施
    - 医療費など経済的負担の軽減
      - ・未熟児養育医療給付
        - ・乳幼児医療費助成(1医療機関1月につき入院、外来とも500円の自己負担。3歳未満は所得制限、自己負担なし)

## 2 成果指標

成果指標名	成果指標設定の考え方 (なぜ、この指標で成果を測ることにしたのか)	成果指標の測定企画 (どのように実績を把握するのか)	単位	数値区分	H23	H24	H25 (基準年度)	H26	H27	H28
妊婦一般健康診査受診率	妊婦の健康診査の受診状況を示す指標	健康づくり課で妊婦健診受診状況を把握する。 受診者数／母子手帳交付者数	%	目標値				100.0	100.0	100.0
				実績値	98.1	99.1	100.0	98.8	98.3	
乳幼児健康診査受診率	乳幼児の健康診査の受診状況を示す指標	健康づくり課で乳幼児の健康診査受診状況を把握する。 受診乳幼児数／健康診査対象乳幼児数	%	目標値				100.0	100.0	100.0
				実績値	97.8	98.6	98.2	98.1	98.7	
				目標値						
				実績値						

## 3 成果指標の達成状況

達成度	達成状況に関する背景・要因
B	<p>■成果指標「妊婦一般健康診査受診率」…【達成度 b】 ・H23からH27にかけて横ばいで推移しているものの、妊娠・出産の環境づくりの成果が現れていると考える。</p> <p>■成果指標「乳幼児健康診査受診率」…【達成度 b】 ・H23からH27にかけて横ばいで推移しているものの、乳幼児の健康の保持増進に関する取り組みの成果が現れていると考える。</p>

#### 4 施策を構成する事務事業一覧

番号	事務事業名	担当課	施策への貢献度	
	事業内容(実績)		直結度	成果
1	乳幼児医療費助成事業 ① 乳幼児に対する医療費を助成 (受給者証の交付人数 ②6 3,957人→H27 4,079人)	国保医療課	B	-
2	妊娠婦医療費助成事業 ② 妊娠婦に対する医療費を助成 (受給者証の交付人数 ②6 316人→H27 280人)	国保医療課	B	-
3	母子保健事業 ③ 妊婦健診と乳幼児健診を実施 (妊娠一般健康診査の受診回数 ②6 7,458回→H27 7,682回)	健康づくり課	A	B
4	養育医療費助成事業 ④ 未熟児に対する医療費を給付 (申請人数 ②6 13人→H27 17人)	健康づくり課	B	-
5	特定不妊治療費助成事業 ⑤ 特定不妊治療費を助成 (交付人数 ②6 42人→H27 56人)	国保医療課	B	-

#### 5 施策を構成する事務事業の検証

(①市民ニーズや市の関与の必要性が低下した事業、②投入コストのわりに成果が低い事業、③施策への貢献度の低い事業はないか)

(施策の目標を達成するため、さらに成果の向上を図る事業はないか)

- 安心して出産して、親子が健やかに育むため、さらに母親へのケアを行う支援体制を充実させる必要がある。

(新たに取り組むべき事業はないか)

#### 6 施策の総合的な評価

(課題)

- 育児不安や子どもの発達問題、虐待等で支援の必要なケースが増えており、出産後の支援体制の検討が必要。
- 妊娠期から産後までの支援として、子どもや母親への支援体制を整えてきたが、個々人にあったトータル的な支援体制の充実が必要。

(今後の方向性)

- 家庭にいる保健師や助産師など在宅有資格者の掘り起しと人的ネットワークの構築により、産後サポートを検討する。
- 妊娠期から産後、子育て期まで切れ目のない、支援を行うため、保健師、助産師等の専門的な職員が、家庭の状況を把握したうえで、医療や教育、福祉関係と連携して、必要な支援を講じるワンストップ拠点として「子育て世代統括支援センター」の検討を行う。